

訴訟の提起について（財政局関係）

次のとおり配当異議訴訟を提起する。

当事者及び名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 河西巖 2 大阪地方裁判所 配当異議事件	固定資産税及び都市計画税を滞納している訴外滞納者（以下「訴外滞納者」という。）が所有する土地及び建物（以下「本件土地等」という。）に抵当権を設定している被告は、地方税法に基づき本市が行った照会に対し当該抵当権に係る被担保債権（以下「被担保債権」という。）がない旨を回答していたにもかかわらず、本件土地等に係る強制競売事件において、被担保債権として元本金12,000,000円及びその利息に係る債権を有する旨の債権計算書を提出したところ、裁判所により当該債権計算書に基づいて配当表が作成され、被担保債権がない場合と比べて本市が有する訴外滞納者の滞納税額及びその延滞金額に係る債権についての配当額が少額となったため、本市は、本市に対する配当額を被担保債権がない場合に本市が配当を受けるとなる額に増加させるとともに、被告に対する配当額を配当表に記載された被告に対する配当額から本市に対する配当額のうち被担保債権がない場合に増加することとなる額を減じた額に変更することを求めるもの

平成30年3月26日提出

大阪市長 吉村 洋文

説明

配当異議訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。